

2025 年 11 月 26 日
日 本 銀 行

地域金融強化のための特別当座預金制度に基づく特別付利の実施について

「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」および「系統中央機関の会員である金融機関による地域金融強化のための特別当座預金制度の利用に関する特則」に基づき、令和 7 年度上半期に特別付利を行った金融機関は、以下のとおりとなりました。

○ 特別付利を行った金融機関（11 先）

株式会社青森みちのく銀行	株式会社神奈川銀行
株式会社横浜銀行	株式会社長野銀行
株式会社八十二銀行	株式会社あいち銀行
株式会社福岡銀行	株式会社福岡中央銀行
株式会社十八親和銀行	株式会社熊本銀行
株式会社東日本銀行	

○ 特別付利を行った系統中央機関（2 先）

全国信用協同組合連合会（1 先^{（注）}） 農林中央金庫（148 先^{（注）}）

（注）系統中央金融機関を通じて本制度に基づく特別付利を行った会員金融機関数を表します。

以 上

< 本件照会先 >

金融機構局 一瀬・大庭（03-3279-1111）